平成２２年（フ）第４０５号
埼玉県本庄市小島南１丁目11番５号
債務者　石井　一世（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４４２号
埼玉県熊谷市新堀159番地23
債務者　小林由和理
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８号
埼玉県秩父市柳田町３番10号
債務者　根岸　克行
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
新潟市北区太田甲5848番地６　ハウスミドリ103号
債務者　三浦　文彦
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７２号
新潟市秋葉区中新田509番地　２棟101
債務者　山崎　健
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０１号
新潟市東区東中野山３丁目９番14―1433号、前住所新潟市東区東中島１丁目１番18―1816号
債務者　竹中　幸恵
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６０６号
新潟市西区上新栄町２丁目16番28号
債務者　長谷川美恵
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５号
新潟県長岡市中島２丁目５番25号
債務者　櫻井　典子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
新潟県長岡市百束町1659番地
債務者　小黒　和代
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
新潟県長岡市西宮内１丁目70番地
債務者　堀　　正光
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
新潟県糸魚川市横町３丁目２番29号、住民票上の住所新潟県糸魚川市本町９番１号
債務者　子田　　望
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第９２号
新潟県糸魚川市大字大野2189番地５
債務者　佐藤　政之
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１０１号
新潟県上越市春日野１丁目７番９号　エクセル春日野201号
債務者　末富　　優
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第４９５号
石川県石川郡野々市町矢作１丁目107番地矢作グリーンマンション407号
債務者　橋本　規代
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１６号
金沢市高尾台３丁目170番地　ラ・メゾン101号室、従前の住所金沢市大額３丁目360番地
債務者　松本　章志
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
静岡県伊東市八幡野1324番地の171　ファミールヴィラ伊豆高原307号
債務者　森山　治男
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６２号
愛知県大府市月見町６丁目108番地　リヴァーⅡ101号
債務者　吉永　仁勇
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部